

**日本政府はブラジル及びペルーに対する
「ベネズエラ難民・移民に対する保護、人道支援及び社会経済的包摂確保計
画（UNHCR連携）」に無償協力を行います**

2月16日（現地時間）、日本政府と国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）は、UNHCR本部のあるスイス連邦のジュネーブにおいて、「ベネズエラ難民・移民に対する保護、人道支援及び社会経済的包摂確保計画」の実行に対し4.86億円を供与する書簡の署名・交換を行いました。



- 1 ベネズエラの経済社会情勢の複雑化を受け、約600万人以上のベネズエラ人が避難民として周辺国に流出しており、避難民を受け入れる周辺地域にとっても大きな圧力となっています。周辺国に滞在する避難民の多くは、未だ公式な滞在資格を持たず、教育、医療といった基礎的公共サービスへのアクセスが制限されています。
- 2 この協力は、ブラジル及びペルーにおいて、UNHCRを通じ、ベネズエラ避難民を対象に、滞在資格取得のための支援（保護活動）、シェルターの整備等の人道的支援を行うとともに、職業訓練等の支援を通じた社会経済的包摂を図るものです。この協力により、人道状況の改善に貢献するとともに、地域の安定化に寄与することが期待されます。
- 3 悪化するベネズエラ情勢を踏まえ、我が国は、避難民を含むベネズエラ国民への民生支援及び影響を受けている周辺国に対する支援を継続しており、この協力はその一環です。

日本政府及び在ブラジル日本大使館は、今後もブラジルにおけるベネズエラ難民・移民の支援に対する協力を継続していく所存です。